

## <東京都看護師等修学資金>

### R7新制度への借換え手続きと注意点

#### 「借換え」とは

- すでに看護師等修学資金の貸与を受けている方が、現在受けている貸与を全て辞退して、令和7年度から始まる新制度（R7新制度）による貸与を申し込むことをいいます。
- 「借換え」により、新制度による貸与・免除条件の適用を受けることができます。



#### 対象者・手続

##### <対象者>

看護師等修学資金の貸与を受けている、令和7年度4月時点で在学中の修学生

##### <手続き※>

- ①現在受けている貸与の辞退
- ②R7新制度に基づく貸与申込み が必要です。

※手続き時期及び手続き方法等の詳細は、別途お知らせいたします。

#### 注意点

- ◆借換えを申し込んだ貸与について、新たに審査を行います。
- ◆養成施設等を卒業した場合、改正前の貸与についても、都内・指定施設への従事猶予の適用を受けることができます。
- ◆ただし、令和6年度以前の貸与分は改正前の免除額が、R7新制度に借り換えた貸与分は改正後の免除額がそれぞれ適用されます。
- ◆令和6年度以前に申込・貸与決定を受けた貸与者は、R7新制度による貸与へ借換えを行わない限り、改正前の免除額が適用されます。

上記についてご理解の上、R7新制度による貸与をお申し込みください。